

編輯局報情

週報

號日五月一十

昭和十六年十一月五日 星期一 第... 種郵便物認可
（日本郵政省発行）



質疑應答
卒業期繰上について

陸海輸送の臨戦態勢
時局下貯蓄の心構へ

告知板
青壯年登録の實施
農作物の作付統制
郵便年金普及強調期間
統制經濟遵法の手引

五錢

265 號

露光量違いにより重複撮影

支那事變を完遂し大東亞共榮圈を
確立して世界平和に寄與するは
帝國不動の國是である。未曾有の
重大世局に臨み、ますます國防國家
體制を完備し、御稜威の下、舉國
一體、聖業の達成に邁進しよ、う

週報 第二六五號 十一月五日

改正される陸運統制令

海運の國家管理態勢 遞信省：九

醫學學校卒業期繰上げについて 文部省：三

時局下貯蓄の心構へ：大藏省：七

告 知 板 郵船の國民登録・食糧積荷物の作付統制
郵便年金の利用・統制經濟法の手引・専攻
が三冊となる

週報・寫眞週報 讀者調査の結果……………元

通風誌は誌面の都合により休載

週刊日誌

十月二十四日(金)
▽臨時議會召集(十一月十五日)
五日間の奏請を閣議で決定
▽日葡航空交渉、デリーで協定の全文を情報局發表
▽獨軍、ハリコフを占領
▽日米間の衝突は不可避とノックス米海軍長官言明
十月二十六日(日)
▽臬軍、山西省西部に新作戦展開
十月二十七日(月)
▽武漢陥落後三周年の戦果(遺棄死體八万五千、大砲四百五十門、軍糧六千五百、小銃十一万三千、砲彈一千六千、重砲小銃六千六百)をソ、ルーズヴェルト大統領に接見
十月二十八日(火)
▽佛印特派大使芳澤謙吉氏東京出發
十月二十九日(水)
▽臨時議會召集の詔書官報で公布
昭和十六年夏秋糧第二回豫想

收購高を農林省發表 三千六十七万貫(前年比千三百萬貫)
▽獨軍、クリミア半島へ突入
十月三十日(木)
▽第十五回(總計第十三回)支那事變生存者論功行賞の御沙汰あらせらる
▽石炭、鐵鋼統制會に設立命令を發動
▽樞密顧問官に池田成彬氏親任
謹訂
週報十月二十九日號(金)二百六十四號の週刊日誌中
十月十七日(金)發賣
▽天皇陛下、靖國神社に御親拜あらせらる
▽東條新内閣の親任式執り行はせらる
は十月十八日(土)の誤につき謹んで訂正致します。

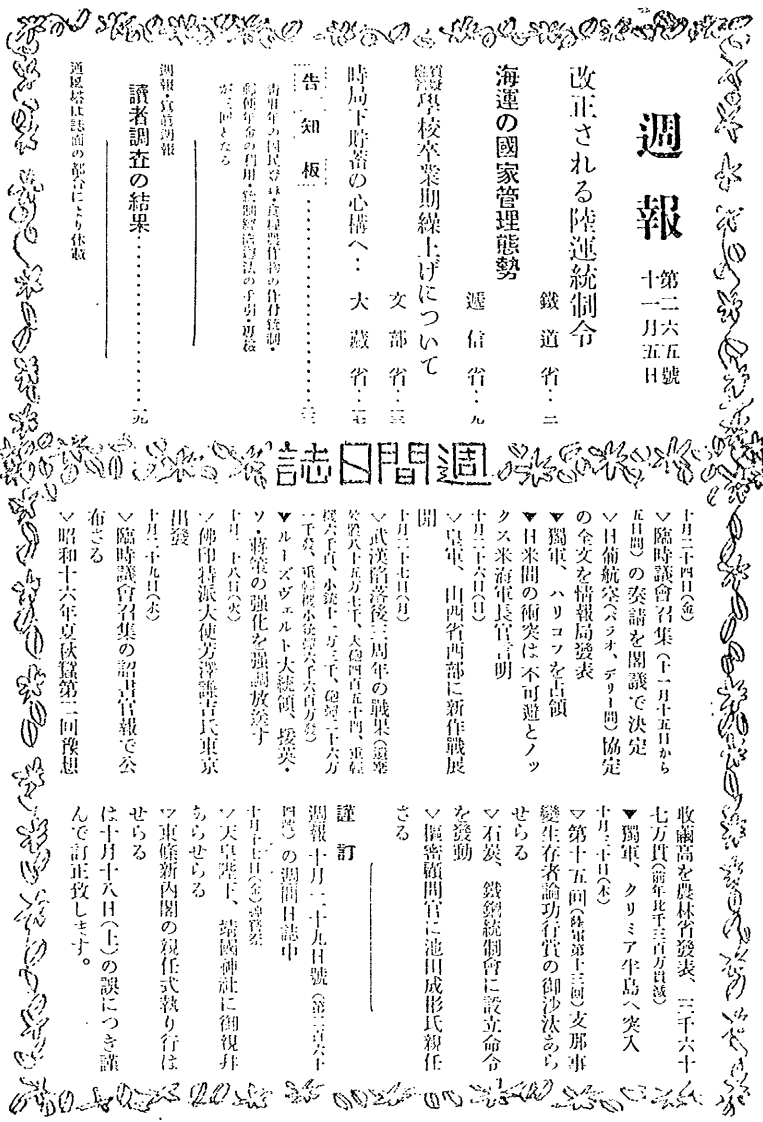
支那事變を完遂し大東亞共榮圈を
確立して世界平和に寄與するは
帝國不動の國是である。未曾有の
重大世局に臨み、ますく國防國家
體制を完備し、御稜威の下、舉國
一體、聖業の達成に邁進しよう

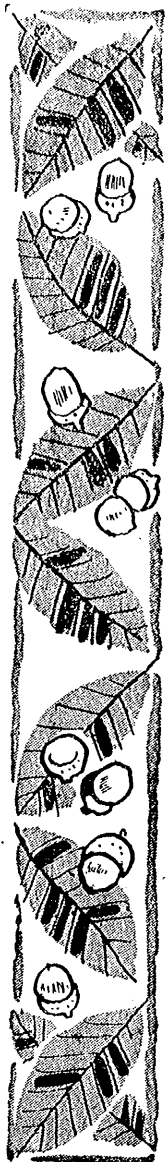
週報 第二六五號 十一月五日

改正される陸運統制令
鐵道省：ニ
海運の國家管理態勢
逓信省：ル
學校卒業期繰上げについて
文部省：三
時局下時勢の心構へ：大藏省：五
告知板
青野年功民衆の食糧増産の件
郵便年功の増進と郵便物の手引
告知板
週報・宣達別冊
讀者調査の結果

週報日誌

十月二十四日(金)
臨時議會召集(十一月五日)
五日の奏請を閣議で決定
日航航空マシオ、デリー協定
の全文を情報局発表
獨軍、ハリコフを占領
日米間の衝突は不可避とソ
クス米海軍長官聲明
十月二十五日(土)
山東省西部に新作戦展
開
十月二十六日(日)
武漢陥落後三周年の戦果(重
要)大上五方、大砲四百五十門、重
砲六門、小銃一、七三三、砲彈二、六
二、七、重砲小銃弾六、六、六、
ルーズヴェルト大統領、援英
ノ、將軍の強化を強調放談す
十月二十八日(火)
佛印特派大使芳澤謙吉氏東京
出發
十月二十九日(水)
臨時議會召集の記者官報で公
布さる
昭和十六年皇族第二回豫想
十月三十日(木)
收國高を農林省発表 三千六十
七方貫(前年比三百方貫)
獨軍、クリミア半島へ突入
十月三十一日(金)
第十五回(陸軍部)支那事
變生存者論功行賞の御沙汰あら
せらる
石炭、鐵道統制會に設立命令
を發動
廣瀬顧問官に池田成彬氏親任
さる
謹訂
週報十月二十九日號(第二六六
四)の週報日誌中
十月三十一日(金)の誤
ソ天皇陛下、靖國神社に御視拜
あらせらる
東條新内閣の親任式執り行は
せらる
十月十八日(上)の誤につき謹
んで訂正致します。





改正される陸運統制令

鐵道省

支那事變の勃發以來、旅客貨物の交通需要は實に驚くべき激増を示してゐる。例へば、昭和十五年度の國有鐵道の輸送量を事變勃發前の昭和十一年度と比較して見ると、實に八割三分の増加となつてゐる。國有鐵道以外の陸上運送もまた同様の實情にある。鐵道省では陸上運送の輸送力を積極的に擴充するために努力してきたが、車輛その他の製作能力には限りがあるし、資材も戦時下ではさう簡単に

入手できず、輸送量の増加に比例した輸送力の増強は容易に望めないのである。従つて、勢ひ限られた輸送力で軍事輸送の大任を遂行すると共に、生産力擴充物資、生活必需品の輸送を確保するには、陸上運送全般に亘つて適正な統制を加へざるを得ないのであつて、國有鐵道自體の輸送についても、すでに着々と規正方策を極力實施して來たのである。

これと同時に、他の陸上運送事業に対しても、昨年二月に現行陸運統制令を制定して、陸上運送全般に通ずる計畫輸送を實施し、重要物資の優先輸送を行ひ、戦時國民經濟の運行にいさゝかの遺憾もないやうに期してきた。

ところが最近の事態は、一層陸上運送需要の激増を來したにもかゝらず、資材の供給はますます不足を告げ、國有鐵道においても車輛の増備、線路の増設等も、輸送量の増加に比べてますます懸隔を生じ、輸送力の積極的な擴充は極めて困難となつたのである。かうした事情は國有鐵道以外の陸運についてもまた同様である。

更に九月以降のガソリンの消費規正は徹底的に強化され、陸上運送での重要部門である自動車の輸送力は激減された。この自動車による輸送力の減少は、鐵道その他の陸上交通機關が當然引受けねばならず、また船腹の不足のために海運から陸運に轉換して來る輸送も鐵道がその責に任ぜねばならないのである。

このやうな現狀では、國有鐵道を根幹として陸上運送機關の全力を擧げて、少しの無駄もなく輸送するやうに輸送

の計畫化と統制を一段と強化する必要がある。しかも現下の變轉極りない國際情勢は、いつ如何なる事態が発生するかも知れないので、この際不測の事態の發生に對し、陸上運送全般に亘つて不動の態勢を整備する必要がある感されるのである。

特にガソリンの消費規正の強化は、自動車、小運送の輸送力の低下となるから、これ等の事業の統制を強化し、事業の綜合經營を行はせ、必要に応じて鐵道省自らこれを指導して不慮の輸送を抑制し、不急の事業の休廢止を行ひ、輸送力を緊急重要方面に集中して、大運送、小運送を通じて一貫した輸送を行ふことが刻下不可欠の要請である。この趣旨に基づいて陸運統制令は改正される。改正の要旨を述べると、

第一には、旅客貨物の運送を計画的に實施し、輸送の力を有効に發揮できるやうに所要の措置を講ずること。

第二には、資材がますます不足を告げ、設備の擴充もいよいよ困難を加へて來た現狀では、既存の運送設備、輸送用物資を有効に活用し、これを重點的に集中して重要物資

を回滑に輸送すること。

第三には、陸上運送事業を統合し、弱小事業の分立を排して、事業の総合輸送力を發揮できるやうに所要の規定を設けること等である。

以下、要綱の主なものについて説明しよう。

第一 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ國ノ營ム運送事業ニ關シ一定ノ運送ヲ拒絶シ又ハ運送ノ順序若ハ方法其ノ他ノ事項ヲ指定シテ運送ヲ引受タルコトヲ得ルコト

これは、國有鐵道の旅客貨物運送を計画的に回滑に遂行するために、先づ重要用務を有する旅客とか生産擴充用物資、生活必需物資等の優先輸送を確保し、その他の旅客貨物の運送は、輸送余力の範囲内で引受けることにし、その場合には、旅客や荷主の自由選擇に任せないで、國有鐵道の輸送計畫に應じ、余力のある一定の列車、一定の時間、一定の経路によつて旅客を乗車させたり、貨物を運送するやうに、一定の事項を指定して運送を引受けるやうにするのである。

旅客輸送の一例を挙げると、まづ重要公務のために緊急旅行を行ふ旅客を特急に乗車させ、その餘の旅客には、それぞれの場合に應じて乗車を許し、遊覽とか歸省とか、一刻を争ふ旅行でない者は、旅客の混雑しない普通列車に乗車してもらふやうにしたい。

現在のやうに旅客が輻輳する場合には、できるだけ不要の旅行は差控へるやうにしたい。列車によつては超満員のものもあり、中には定員に満たない列車もあるので、用務によつて適當に各列車に按分して乗車させる考へである。しかし、場合によつては一定の旅客とか、一定種類の貨物の運送は拒絶することになるかもしれない。

第二 鐵道大臣ハ陸上運送事業者ニ對シ運送ノ引受若ハ順序又ハ運送品(託送手荷物ヲ含ム以下之ニ同シ)ノ受取若ハ引渡ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ルコト

これは、國有鐵道が前述の措置を講ずると共に、同様の措置を國有鐵道以外の地方鐵道、軌道、自動車運送事業者に命じて行はせるものである。

現行の陸運統制令第二條では貨物運送に限つてゐたが、今回改正して旅客運送にもこの命令を行はうとするものである。例へば、通勤時間の買出しとか、遊覽のために電車、バスに乗車させずに、ラッシュアワーの終つた頃に乗車してもらふやうに、一定時間内の不急不用の乗車を拒絶することである。

第三 鐵道大臣ハ陸上運送事業者ニ非ズシテ自動車其ノ他陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ使用スル者ニ對シ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得ルコト

これは、自家用自動車による運送の統制を行はうとするものであつて、第二によつて陸上運送事業者に對して一定の運送の引受を禁止する場合、併行的に補充的に同様の運送を自家用自動車で行ふことを制限するものである。一例を挙げると、貨物自動車運送事業者に對し植木、盆栽、庭石等の運送の引受を禁止し、更に自家用自動車でこれ等のものを運搬するのを制限するのである。

第四 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送事業ニ屬スル施設又ハ陸上運送ノ施設ヲ管理スルコトヲ得ルコト

鐵道大臣ハ其ノ管理ニ係ル施設ニ關スル業務ニ付事業主又ハ之ニ準ズル者ヲ指揮監督スルコト
第五 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送事業ニ屬スル施設又ハ陸上運送ノ施設ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得ルコト

鐵道大臣ハ前項ノ規定ニ依リ施設ヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ其ノ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得ルコト

これは、陸上運送事業に屬する施設または専用鐵道、専用側線等の運送設備等を鐵道省で管理し、又は使用、收用する規定である。鐵道、軌道等には國有鐵道の代行線や短絡線であるものがある。また、臨港鐵道等で常に鐵道省の貨車が多數に出入してゐるものもある。これ等の鐵道、軌道等は國有鐵道と統合し、一貫した運営によつて更に一層完全な総合輸送力を發揮できるのである。それには先づ鐵道、軌道施設を鐵道省で管理し、その運輸、運轉等を國有鐵道の運営と緊密な連絡を保ち、臨機應變の措置を講ず

るやうに管理官を派遣して、適切な指示を與へやうといふのが第四の管理の規定である。

しかし、事態によつては更に一步を進め、これを鐵道省で強制的に使用收用し、國有鐵道と一體として運営して、綜合輸送力を發揮するのが第五の規定である。管理、使用、收用は、單に地方鐵道、軌道のみに限らず、場合によつては特定地域の小運送業、貨物自動車運送事業の施設を管理し、または使用、收用する必要が生ずるかもしれない。といふのは、國有鐵道が如何に完全に貨物輸送を遂行しようとしても、その兩端における小運送が完全な能力を發揮できない限り、その制肘を受けて軍事上、戦時國民經濟上に必要な輸送を完遂することは出来ない。このやうな場合には、國有鐵道が責任をもつて兩端の小運送施設を使用、收用し、小運送を遂行せねばならない場合も生ずることであらう。

第六 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送事業者、陸上運送ノ設備ヲ有スル者又ハ陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ有

があるのである。

第八 陸上運送事業者又ハ陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ有スル者陸上ニ於ケル輸送用物資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ行ハントスルトキハ鐵道大臣ノ認可ヲ受クベキコト

これは、車輛、軌條、ポイント等を事業者の自由處分に任せずに、これ等のものを讓渡したり處分したりする場合には、鐵道大臣の認可を受けさせ、これ等の物資が不要不急の運送事業者の手に渡るのを防止し、また、レールについでいへば、未だ使用できるのに、上等等の建築材料として使用するやうなことを禁止し、甲鐵道では使用できなくとも、田舎の乙鐵道では未だ使用できると認めたとときには、乙鐵道に讓渡せたりする規定である。また自動車の車輛を要度の低い府縣に移動させるやうなことも防止したい。

第九 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送事業者又ハ陸上運送ノ設備ヲ有スル者ニ對シ陸上運送事業ニ屬スル設備又ハ陸上運送ノ設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得ルコト

スル者ニ對シ陸上運送事業ニ屬スル設備若ハ陸上運送ノ設備若ハ之ニ附帶スル權利又ハ陸上ニ於ケル輸送用物資ノ讓渡若ハ讓受又ハ貸借ヲ命ズルコトヲ得ルコト

これは、運送設備、輸送用物資を重要運送事業を擴充するために讓渡または貸借を命ずるものである。特にガソリンの消費規正は、九月以降非常に強化されたが、代用燃料車の普及状態は未だ完全とはいへないし、また代燃化も資材や製作能力等の關係から急速に實施することは困難である。

從來、ガソリンの消費規正は、事業の重要度によつて差別を設けてゐた關係上、遊覽目的のバスにはガソリンの配給が少いたためかへつて代燃化が行はれてゐるが、他のものは不十分であつて、九月以降の消費規正によると、バスを唯一の交通機關とする地方では、代燃車がないために運行を中止するほかはない所もあると思はれる。このやうな場合に、遊覽事業に使用した代燃車を、これ等の地方の事業者に讓渡または貸借を命じて、交通の杜絶を防止する必要

これは、設備の新設、擴張、改良を禁止制限するものであつて、工事施行を認可したもので、その當時と現在では資材の不足状態に格段の差異があるから、物資の需給状況に應じて既認可の工事でも差し止め、これに要する資材を更に重要な輸送設備の擴充に振り向けるのである。

第十 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ旅客運送事業ヲ營ム地方鐵道若ハ軌道事業者ニ對シ貨物運送事業ノ開始ヲ命ジ又ハ専用鐵道ノ設備ヲ有スル者ニ對シ旅客若ハ貨物運送事業ノ開始ヲ命ジ若ハ一定ノ者ヲシテ其ノ設備ヲ使用セシムルコトヲ得ルコト
前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アルトキハ鐵道大臣ハ當該會社ノ目的ノ變更ヲ命ズルコトヲ得ルコト

これは、トラック等がいろいろな事情で不足してゐる際、旅客運送のみを行ふ地方鐵道軌道に對し、既存の設備を利用して貨物運送を行はせ、例へば、市電に對して夜間客車を使はせて一定の貨物の運送を行はせ、或ひは専用鐵道に對して既存の設備を有効に利用させて一般運送營業を開

始させ、或ひは甲工場に對してその専用鐵道を隣接の乙工場にも使用させて、輸送能力の不足してゐる折柄、輸送報國の一斑の責務を負つて貰はうとするものである。そして専用鐵道を有する會社等では、會社の目的として運送營業を行ひ得ないものもあると考へられるので、その場合には、その目的事項に運送營業の追加を命ずるやうにした。

第十一 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送事業者ニ對シ陸上運送事業ノ全部若ハ一部ノ讓渡若ハ讓受、委託若ハ受託又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得ルコト

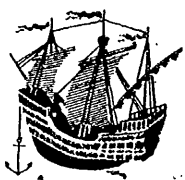
これは、陸上運送事業の統合に關する規定である。小業分立の現状にある小運送業、貨物自動車運送事業は、トラックの不足その他いろいろな事情で經營が困難な情勢にある一方、その輸送能力の擴充はますます緊要なのであつて、それには事業を統合し、そのトラック、勞務員を綜合運用して、限られた輸送力を最も高度に發揮する必要があると感されるのである。従來も集約合同を慫慂して來たが、最

近の情勢下では特に緊要と考へられるのである。そのため事業の讓渡、委託、會社の合併を命ずるのが本號の規定である。

第十八 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送事業者ニ對シ當該事業ノ全部又ハ一部ノ休止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得ルコト

これは、遊覽鐵道、遊覽バス等の不急不要の運送事業は、これを休廢止させ、使用された資材を重要運送事業の用に供させるものである。

以上が要綱の主なものであるが、このほか設備、權利または事業の讓渡の場合に、これ等のものが財團に所屬してゐることがあるから、その場合の擔保の處理について規定し、また鐵道營業法の規定による鐵道及び鐵道と通じて運送する軌道、自動車等の運賃その他の運送條件の公告期間を短縮できるようにしたり、施設を管理、使用、收用しまたは從業者を供用させた場合や事業の休廢止を命じた場合の損失の補償に關する規定等がある。



海運の國家管理態勢

遞 信 省

政府では支那事變の勃發以來、海運の統制に意を用ひ、はじめ臨時船舶管理法を制定し、これを背後の力として海運自治統制委員會の活動に俟つてゐたが、昭和十四年九月、歐洲戰亂の勃發と共に、この自治統制を官民協力の統制に進め、さらに昨十五年九月二十七日、日獨伊三國同盟が締結された頃、高度國防國家確立の要請に應ずるため、海運統制強化の方針を閣議で決定して海運の國家管理態勢を立て、海運中央統制輸送組合を結成させて重要物資の共同引受を實施させ、運賃の共同計算を行はせることにした。しかし、その後時局は一層緊迫を加へ、海運管理の態勢を更に高度化する必要に迫られた。すなはち獨ソ開戦以來、世界動亂擴大の氣運は深刻

化し、東亞の風雲また急を告げ、海運の危険はいよゝゝ増大し、しかも一方、自給自足經濟を確立するために、共榮圈内における重要物資の輸送確保の緊要性は倍加するに至つた。この情勢に對し、船舶を一元的に秘密敏活に配船すること、海員をして眞に獻身的に活動させること、造船及び修繕を最も迅速大量に行はせること等の必要切實なものがあり、船舶、海員、造船の三者を一體として管理することが緊要となつた。しかし、このためには現在の機構ではなほ十分ではないと認められるので、去る八月十九日の閣議で「戦時海運管理要綱」を決定、次ぎのやうな要領によつて戦時海運管理を實施することに方針が定められたのである。

船舶の管理

現在も配船は國家に管理されてゐるが、まだ船舶の運營が船舶所屬の業者にあるために徹底できないので、船主または運航業者から切り離し、これを徴用して一旦國家のものとする必要がある。ところで船舶を國家が直接に運航することは困難であるから、特別法人を作つて運航を實施させることにした。この特別法人は政府が徵備した船舶を政府の輸送計畫と配船計畫通りに運航せしめるのである。そして徵備する船舶の備料または貨船料に相當する徵備料金の率は政府で決定し、その支拂は特別法人が船主に對して行ふのである。また、運賃の率は政府で定め、特別法人が直接に支拂をうけるのである。かうして、海運業に對しては、著るしく強力なる統制が行はれることになるのであるが、遠き將來のことのみならず現在を考へても、このために業者が消極退學的になるやうなことがあつてはならないので、どしどし船舶を建造し、保有するやうに政府から助成し、ま

た、場合によつては強制するやうな途を講ずることにした。なほ、この管理によつて生ずる損失は必要に應じ政府で補償することにしたのである。

船舶管理に附隨して強度に管理を要するものは港灣荷役である。運航の初めと終りに當り、運航能率の重要部分を占める港灣荷役を改善強化しなければ、船舶管理の全きを期し得ないことは當然であつて、現在の港灣荷役に對し措置すべき事項はいろいろある。特に主要港においては一元的な運營機構の整備が急務と認められるので、これら港灣に關する統制管理について過般制定せられた、港灣運送業統制令の運用により萬全を期す方針である。

船員管理

船員をして進んで難に赴き、一身を獻げて海運報國に邁進させるためには、船員を従來のやうな船主の使用人としての意識から國家の戦士である自覺に徹させることが肝要である。そのために船員を國家が徵用して、公務員として各船舶に配乗させることにしたが、これは臨時の

特別法人

このやうに政府の手足となり、國家事務を代行する機關である特別法人は、國家總動員法第十八條に基づいた法人であるが、その構成は船舶所有者または船舶所有者の團體から成るもので、役員と主な職員は關係官吏と學識経験のある者の中から政府が任命することに定められてゐて、極めて強力な團體にすることはいふまでもない。そして特別法人に對しては國家管理によつて生ずる損失を補償すると共に必要な補助金の支給が考慮されてゐる。

造船管理

造船及び修繕については既に造船事業法が制定され、相當に進んだ統制が行はれてゐるが、なほその體制にも不十分なところがあり、資材・勞力その他に制約されて、所期の成果を挙げられない實情にあるので、この際その體制の確立を圖ると共に、高度國防國家の要求に即應した急速大量の造船修繕をするために、主要な造船所及び

措置であるから、この徵用期間中でも従來通り船主との船備契約をそのまま存続させることとしたのである。徵用した船員は國家が特別法人の船舶に乗組を命じ、その給與その他の従業條件は政府において決定するのであつて、その實施は政府の指示に基いて特別法人が處理するのである。そして船員の給與の支給は特別法人が負擔し、その支拂の實務は船主が行ふことになる。

徵用された船員は國家的な使命を帯びた榮ある戦士として活動するのであるから、職務上の死亡、傷病または傷病死の場合には、その事情によつては政府から名譽ある扶助をうけることも考慮されてゐる。同時に特別法人でも船員の福利施設を整備し、船員の職務遂行に後顧の憂のないやうにすることは勿論である。

なほ、船員の需給は次第に逼迫してゐるので、短期養成施設を急速に擴充すると共に、必要に應じ商船學校の修業年限を短縮することにした。短期養成施設は臨時高等海員養成所二ヶ所を十月から開所するために目下準備中で、商船學校の修業年限の短縮も内定してゐる。

艦装品・部分品・附属品等の製造修繕工場を政府の管理下におき、これを政府の意の通り運営し、それ／＼監理官を配置して業務の實地に即した監督指導を行はせることにし、また、船舶の建造修繕も、従来のやうに業者間の自由契約（政府の許可は要するが）に任せず、すべて政府で計畫を樹て、その計畫に基づいて注文者と造船所を決定し、之を實施させることにした。従つて、その建造價格もすべて政府で統制し、關係業者はすべて政府の指示に従つて支拂または受領することになるのである。

戦時に要求される造船修繕計畫を遂行するためには、現在の設備では十分でないことは言ふまでもない。造船所は勿論のこと、その附帯事業または併行事業として不可缺であつて、しかも實際上なか／＼併行して進みにくい船舶機関、部分品等の製造施設も急速に擴充する必要があるので、この計畫を政府が樹立し、關係業者に實施させることにした。しかし、場合によつては國家の助成が必要なので、その途を講ずることも考慮してゐる。造船や修繕等に最も必要なのは資材、勞力、動力を確保することであるから、これについても徹底的な努力を拂ひ、資材の計畫的な配給を斷行することにした。

むすび

このやうにして飛躍的な海運國家管理の大綱が決定され、これに基づいて國家總動員法による勅令の制定や、實施細目の決定、その他諸般の準備が進められてゐる。

寫眞週報

十一月五日發行

- ☆時の立札第一號——四重ニュースの一新開始
- ☆三笠宮崇仁親王殿下御成婚遊ばさる
- ☆海の雛鷺はいくらでも——土浦の海軍少年隊空兵團
- ☆荒鷲として巢立つ日——北支
- ☆戦ふ人々——河内作戦から
- ☆更生をちかふ捕虜たち——北支
- ☆廣物ペーシ
- ▽時局の秋景
- ▽在米期滿上る
- ▽中南米動向
- ▽アフリカ
- ▽お台所發賣
- ▽一期の寫眞週報を何人で讀んでゐるか——讀書調査の發表

錢十價定

學校卒業期繰上げの實施について

質疑
應答

文部省

學校卒業期繰上げの實施について

は、すでに週報第二六三號（十月十二日發行）で述べましたが、その後この問題についていろいろ疑問がよせられて來ますので、こゝに一括してだいたにお答へします。

〔問〕 高等學校高等科第三學年又は大學豫科の最高學年に在學する者のうち所定の年齢に達した者が、引續き大學に入學できれば大學所定の年齢まで徵集を延期すること

とが出来るものでせうか。

〔答〕 高等學校高等科第三學年又は大學豫科の最高學年で最高年齢に到達した者は、高等學校又は大學豫科に在學のまゝ検査を受けることになりませんが、今日の制度では徵集の延期は徵兵検査の延期を意味しますから、一旦検査を受けた以上は最早や入營の外はありません。しかしその時期は軍の要員充員上支障ない限り來年十月となる

見込です。従つて、事實は大學一年（來年は四月から九月まで）一年を終る見込を修了した上で入營することになります。

〔問〕 現在大學學部の二學年（醫學部は三學年）または高等學校専門學校等の二學年（最高學年の次學年）の學生生徒で、十六年度臨時検査を受ける者の入營期は明年二月でせうか。

〔答〕 これ等の者は、來年九月には

卒業することになるので、入営期は軍の要員充員上支障ない限り、卒業後になる見込です。

(問) 現在大學學部の一學年(醫學部は二學年と一學年)または高等學校專門學校等の一學年(四年制のものは二學年、一學年五年制、六年制は右に準ず)の學生生徒で、今年の臨時徴兵検査を受ける者の入営期が明年二月とすれば、原級のままで入営することになるのですか。

門學校又は高等師範學校を卒業する者で、大學學部進學の志望を有する者は、たとひ所定の年齢區分表の年齢に達してゐる者でも、學校長の推薦書の交付を受ければ在學徵集延期期間延長願を提出することができるとせうか。

(答) 年齢區分表の年齢に該當してゐる者は、たとひ推薦書の交付を受けても在學徵集延期期間満了届を提出して臨時徴兵検査を受けなければなりません。

から、大いに勉勵して是非卒業するやう努力して欲しいものです。

(問) 大學進學のため推薦書の交付を受けた者が、大學の入學試験に不合格となつた場合の徴兵検査はどうなるでせうか。

(答) 不日制定される昭和十七年臨時徴兵検査規則に別段の規定が設けられない場合は明年度の定期検査を受けることになるでせう。

四條の「大學學部等に準ずるものを含む」の學校に相當するのですから、推薦書を添附して在學徵集延期期間延長届を提出しなければなりません。

(問) 今回の關係法令の公布前に中途退學した者の徴兵検査は何時ですか。

(答) 今回の省令は、十月十六日現在において在學する學生生徒を対象とするものですから、公布前に退學した者は本年十二月の臨時検査には關係なく、恐らく來年の定期検査を受けることになるでせう。しかし十月十六日以後に中途退學したものは若し引續き在學すると假定するとき臨時徴兵検査を受くべき者であれば當然今年の臨時

検査を受けなければなりません。

(問) 例へば三年制の專門學校で一年滞學し、現在二年に在學する者の徴兵検査は何時でせうか。

(答) 疾病その他やむを得ない事由で滞學した者は、在學徵集延期期間延長願を提出して所定の年齢まで徵集を延期することができますが、さうでない事由で滞學した者は修業年限から八月控除した期間がすでに満了したことになるので本年十二月臨時検査を受けねばなりません。

(問) この十二月には臨時徴兵検査と卒業試験とが殆んど同時に施行されるでせうが、支障を生ずる恐れはないでせうか。

(答) 徴兵検査期日の差繰り調整を

圖るとか、或ひは徴兵検査場に學校を利用して一學校毎に、または數校毎に徴兵検査を施行するなどして、できるだけ支障の生じないやうにするため目下關係當局間で協議中ですが、その結果に即應して卒業試験の施行も適當に調節をはかることになるでせう。

(問) 受檢地は本籍地または寄留地の何れを選んでも差支へないでせうか。

(答) 受檢地と卒業試験期日等の關係上特別の事情がない限り、寄留地身體検査受檢通常願を寄留地の市町村長に提出して、寄留地で受檢するやうにして下さい。

(問) 寄留地身體検査受檢通常願を提出する場合には寄留届の手續を

時局下貯蓄の心構へ

大蔵省

國民貯蓄の増加といふことは、戦争を遂行するためには絶対に必要です。これをしなくては、戦時経済政策は根柢から崩れてしまひ、戦争を完遂することは出来なくなりま

す。このやうに國民貯蓄は誠に重要なものですから、政府では支那事變の勃發と同時に、國民貯蓄の奨励を基本的な政策の一つとして、その増加に努力して來ました。そして、これは國民の正しい時局認識と熱誠な協力によつて、非常に立派な成績を挙げ、昨年一昨年も豫定額を突破する有様で、今年に於つてからも順調に増加して參りました。

ところが、今年の七月から、これは一時的な現象とは思ひますが、必ずしも良好な成績とはいへない状態になつて來ました。貯蓄の増加が鈍つて來たその原因は、まづ第一に、現金取引が増加し、また物資の配給が圓滑に行かないために手持の現金が増えたためと思はれます。これは、ある程度はやむを得ないことですが、しかし出来るだけ現金を手もとにおくことはやめて、餘分の金は少しでも構ひませんから、郵便局なり銀行に預けるやうにしたいものです。現金を手もとに置くことは不必要です。また不用心でもあります。そして手もとに現金があると、とかく識らず知らずの間に使つてしまひ勝ちなものです。かうした金は、一人々々についてみますと、僅かな額でせうが、國民全體にしますと、大變な額になります。それが消費されるか貯蓄されるかは誠に大きな問題です。例へば、百五十億圓が消費された國と貯蓄された國を比べますと、兩國の間には實に三百億圓の開きが出来ます。次に、時局の緊迫化につれて、いろいろな流言に惑はされ、空襲を豫想

必要とするが、寄留届には本籍地の戸籍抄本を添附しなければならぬ。従つて抄本を本籍地から取りよせるため寄留地身檢査受檢通常願の提出が期日よりおくれることになりませんが差支へないものでせうか。

〔答〕 東京市は今回だけ抄本がなくとも寄留届を受理することに話合ひがついてゐますが、他の地域に届け出る場合は至急抄本を取り寄せそのため少々遅延しても所定の手續をとつて貰ひたいものです。

〔問〕 十月三十一日公布の省令第三號により、現に高等學校高等科又は大學豫科の最高學年に在學する者は、従前の年齢まで徴集を延期できることになりましたが、新

TOKYO GAZETTE

CONTENTS

- Administering Military Relief (Military Relief Board)
 - Wartime Labour Mobilization (Board of Planning Department of Welfare)
 - Ten Years of the New State (Board of Information)
 - Colonial Training Institute for Women (Bureau of Northern Affairs, Department of Overseas Affairs)
 - Increasing Production of Fodder and Fertilizers (Department of Agriculture and Forestry)
 - Further Revisions in the Ordinance Pertaining to Control of Prices, Etc (Department of Commerce and Industry)
- November, 1941

英週文報版の東京ガゼット十一月號

省令公布前すでに兵役上の手續を了した者はどうなるでせうか。

〔答〕 本人から満了届の返戻を願出ればよいのです。

〔問〕 在學徴集延期期間延長届には

入學希望の學校名を記すことになつてゐますがこの場合は一校に限るものでせうか。

〔答〕 數校希望する場合は數校名記入して差支へありません。

し、萬一を想つて、手もとに現金を退蔵する傾きがあるのではないかと思はれます。しかし、これは全くの思ひ過ぎです。空襲は震災などと異ひ、不意に襲つて来るものではなく、大體豫想できるものです。現在豫想される空襲がどのやうなものであるかは、週報で度々申上げた通りです。私達國民が沈着冷静に事に當れば、空襲は決して恐ろしいものではありません。まして空襲によつて経済的な混亂が起るやうなことは絶対にありません。また一面、今日の金融機關は、非常に強固なものになつておますから、必要な時にはいくらでも預金の支拂に應ずる力を持つておます。震災當時にはモラトリアムを行ひましたが、今日では絶対に預金の引出しを制限するやうなことはな

く、萬一金融機關の中に支拂の出来なものがあれば、十分支拂のできるやうにしてやる方針で、萬一のことも考へて既に政府で萬全の準備を整へておます。心配は無用です。餘裕のある金は全て貯蓄して、國家のお役に立てていたゞきたいものです。

戦争が長引きますと、物價も騰り税金も高くなつて来て、貯蓄することも次第に困難になつて來ます。また、私達の生活も次第に裕りがなくなつて來ておます。その裕りのなくなつて來た生活の中から、更に消費を切り詰めて貯蓄してゆかねばならぬのですから、随分と難しいことです。

しかし戦時の生活と平時の生活は全く異つたものであるべきです。新聞や雑誌で報道されてゐる英佛諸國や戦

勝國の獨伊の國民達に比べますと、私達の生活にはまだ餘裕があるといへます。例へばドイツでは、國民所得の三分の一を税金として國家に納め、残りの三分の二からなほ進んで貯蓄しておます。このやうな國民が銃後にあればこそ、ドイツはあのやうに素晴らしい戦果を擧げることができたので

す。

ドイツ人やイギリス人にできることなら、私達日本人にもできないはずはありません。

一圓の貯金は、敵陣に數發の彈丸を打ちこむことです。東亞共榮圈確立への一歩前進です。一圓の浪費は戦線を一歩後退させることです。みんなで一錢、一圓でも多く貯蓄して、銃後奉公の責務を全うさせよう。

週報・寫眞週報

讀者調査の結果

去る七月十六日發行の本誌を東京府他十五縣で購入された方々について、第一回「週報及び寫眞週報讀者調査」を行つたことは、皆さん既に御承知の通りですが、ここにその結果を發表いたします。

回答成績

最初今度の調査に對する回答の成績について一言しますと、結果は遺憾ながら豫想より悪く、讀者から寄せられた總回答数は、週報は六三、七五〇で、一府十五縣の總頒布部数の二三、七％、寫眞週報は一八、九六〇で總頒布部の二二、一％でした。これを府縣別に見ますと次ぎの通りです(負し各府縣とも他府縣居住者を除く以下これに依り)

(週報の回答率)

府縣名	回答率
田山重馬野梨知島井島城根山庫東京	33.6
秋富三群長山高徳福鹿宮島岡兵東福	33.2
	31.4
	30.4
	30.3
	29.9
	29.8
	28.7
	25.4
	25.2
	23.7
	23.4
	18.4
	16.9

(寫眞週報の回答率)

府縣名	回答率
重田山知井野島城梨馬根山島庫京岡	37.1
三秋富高福長徳宮山群島岡鹿兵東福	36.5
	33.7
	32.7
	32.5
	31.0
	27.1
	26.9
	26.8
	25.5
	25.3
	24.6
	21.0
	21.0
	17.3
	11.4

今後機会があれば第二回、第三回と讀者調査を行ひたいと思ひますが、その時はもつと御協力下さるやう、この際お願ひしておきます。

では、次ぎに調査内容の結果についてその概要をいつてみます。

兩週報の讀者

兩週報の讀者はいつたどのくらゐあるものでせうか、この興味ある問題を知るために、府縣別の平均一部讀者數を出して見ますと、次ぎのやうな結果になつて現はれました。(平均一部讀者數といふのは、一冊の週報を何人で讀んでゐるかその人數です)

(週報)

府縣名	平均一部讀者數
京馬城田野梨山井庫重山根島知岡島	4.9
東群宮秋長山富福兵三岡島徳高福鹿	4.0
	5.5
	5.3
	7.3
	5.6
	4.4
	6.2
	5.1
	4.9
	6.2
	5.7
	4.7
	5.5
	4.4
	4.3
	5.8

(寫眞週報)

府縣名	平均一部讀者數
計	10.6
京馬城田野梨山井庫重山根島知岡島	7.7
	12.5
	9.8
	13.5
	12.3
	12.3
	16.3
	11.9
	9.0
	18.4
	12.7
	11.5
	20.0
	12.3
	11.2
	14.9

まづ週報では、東京の四人を最少とし、秋田の七・三人を最多として、大體におい

て各府縣とも平均一部讀者数は接近してあることを示してをります。そして總平均すると、週報一冊を四・九人で読んでゐることになり、従つて讀者の数は週報部数の約五倍といふことになるわけです。

しかし寫眞週報では各府縣によつて相當の開きを示し、週報とは大分趣が違つてをります。即ち徳島縣の一冊二十人で読んでゐるのを筆頭に、三重縣、富山縣なども一冊の讀者数が相當多い方です。これにひきかへ、宮城縣、兵庫縣、東京府などは十人以下です。

それでは次に部数と讀者数を一冊の讀者數別に見たらどうかと言ひますと、次ぎのやうな割合になつてました。

部数	讀者數	部数	讀者數
%	%	%	%
計	100.0	100.0	
1人	27.4	5.6	
2人	26.6	10.8	
3人	15.3	9.3	
4人	9.8	8.0	
5人	6.2	6.2	
6人	3.2	3.9	
7人	2.0	2.8	
8人	1.4	2.2	
9人	0.9	1.6	
10人以上	1.0	2.1	
	6.2	47.5	

これで見ますと、週報は一冊を一人で読んでゐる部数が一番多く、以下、一冊一〇人以上の讀者を一掃せるものを除くと、一冊の讀者数が増すにつれ、部数の割合は減つてきてをります。これに對し寫眞週報では一冊を二人、三人、四人で読んでゐる部数が何れも同率で一番多いことがわかります。

なほ讀者を市町村別に観ますと、週報では、市域の讀者は全體の五五・三%、町域の讀者は二一・三%、村域の讀者は二二・四%であり、寫眞週報の市町村各域の讀者は、それ〴〵五三・二%、二四・二%、二二・六%で、兩週報とも大體似たやうな割合に

部数	讀者數	部数	讀者數
%	%	%	%
計	100.0	100.0	
1人	8.1	0.8	
2人	15.3	2.9	
3人	15.3	4.3	
4人	15.3	5.7	
5人	13.5	6.3	
6人	8.7	4.9	
7人	5.5	3.6	
8人	3.3	2.5	
9人	1.7	1.4	
10人以上	1.6	1.5	
	11.7	66.1	

なつてゐます。また男女別に観ますと、週報では、男の讀者は全體の約七〇・三%、女の讀者は約二九・七%、寫眞週報では、男の讀者は約六二%、女の讀者は約三八%であつて、女の讀者の割合は寫眞週報の方がかなり多くなつてゐます。

讀者の職業と年齢

職業	年齢	職業	年齢
%	%	%	%
計	100.0	計	100.0
農林	7.6	小學生	50.6
漁業	0.5	中等學校	36.6
畜産	5.5	高等學校	12.3
工業	9.1	不詳	0.5
商業	6.6		
交通	4.1		
運輸	7.7		
郵便	9.1		
新聞	7.7		
出版	9.6		
印刷	4.0		
電氣	4.2		
機械	4.9		
造船	1.6		
海軍	1.7		
陸軍	5.3		
海軍	1.6		
陸軍	14.1		
海軍	2.7		
陸軍	1.9		
海軍	41.0		
陸軍	1.9		
海軍	11.4		
陸軍	0.0		
海軍	7.2		
陸軍	13.6		
海軍	36.9		

寫眞週報

職業	年齢	職業	年齢
%	%	%	%
計	100.0	計	100.0
農林	2.0	小學生	100.0
漁業	3.7	中等學校	0.2
畜産	13.2	高等學校	13.1
工業	8.7	不詳	5.3
商業	7.6		
交通	4.8		
運輸	1.7		
郵便	4.3		
新聞	1.7		
出版	10.1		
印刷	1.9		
電氣	1.9		
機械	10.9		
造船	1.6		
海軍	0.6		
陸軍	3.4		
海軍	2.5		
陸軍	19.0		
海軍	4.6		
陸軍	50.9		

右の比例表で見ますと、兩週報とも大體同じやうな傾向を示してゐます。即ち二十歳までの青少年層の讀者では、何といつても學生生徒が飛び抜けて多く、その他ではサラリーマン、勞務者の人たちが多く、二十六歳から六十歳までの壯年層になると、週報では官吏、教員、無職の順位

寫眞週報は無職、商人、サラリーマンの順位で、兩週報の傾向はやゝ異つてをります。

六十歳以上の老年層では、兩誌とも無職が壓倒的に多く、このほかでは農林水産業及び商業の人々が多い。そして全體としては、兩週報とも學生生徒が最多數を占めてをります。

それから讀者を年齢三階級別に観ますと、週報では、青少年層四五・九%、壯年層五一・二%、老年層三二・九%、寫眞週報では青少年層六五・六%、壯年層三〇・三%、老年層二・一%の割合となり、週報は壯年層、寫眞週報は青少年層の讀者が多いことになつてゐます。

讀者の學歷

最後に讀者の學歷について見ませう。この點については、次ぎの表で見せよう。

週報

職業	年齢	職業	年齢
%	%	%	%
計	100.0	計	100.0
小學生	50.6	小學生	63.6
中等學校	36.6	中等學校	30.2
高等學校	12.3	高等學校	36.2
不詳	0.5	不詳	3.4
			0.0
			8.9
			0.3

寫眞週報

職業	年齢	職業	年齢
%	%	%	%
計	100.0	計	100.0
小學生	61.3	小學生	74.2
中等學校	26.6	中等學校	17.5
高等學校	7.3	高等學校	15.4
不詳	3.8	不詳	2.0
			2.9
			5.4
			3.9

週報、寫眞週報とも市町村別には多少違つた割合になつてをります。が、いづれも小学校卒業程度(國民學校、中等學校中等學校在學者を含む)が半分以上で遙かに多く、中等學校卒業程度(高等在學者を含む)、高等以上と學歷が進むにつれグッと減つてきてをります。

備考 讀者調査のこと及び職業、學歷等の詳細については本誌七月十六日號を御参照下さい

告知

實施される

青壯年國民登録

青壯年の方は遅らず申告して下さい

去る十月十五日

に國民登録制の改

正に關する勅令が公布され、いよいよ十月末日現在で、十一月十日までに一齊に全國青壯年の登録が行はれることになりました。

こんどの改正は、昨今軍備の充實と生産力擴充がいよゝ必要になつたため、これに應じられるやうな人員動員の態勢を整へようといふところから實施されることになつたのです。

登録しなければならない者

これまでは申告の必要な者の範圍は、帝國臣民たる男子に限られてゐたのですが、こんど帝國臣民と改正されたので、新たに女子も登録しなければならぬことになりました。

すなはち男子は、年齢滿十六年以上四十年未滿、女子は、年齢滿十六年以上二十五年未滿の者はそれ〴〵申告しなければならぬことになりました。しかし、この年齢の者でも、左

の何れかに該当する者は、これから除かれ、申告は要しません。

除外される男子

(イ) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者（従來の有技能者としての要申告者）

(ロ) 國民勞務手帳の交付を受けてゐる者

(ハ) 徴兵猶豫を受ける學校に在學中の者

(ニ) 國民職業能力申告令第十一條に掲げる者（例へば、現役陸海軍軍人、陸海軍軍屬、國民徵用令により徵用中の者等）

除外される女子

(イ) 配偶者（雇用をしないが、事實

上婚姻關係と同様の事情にある者

すなはち内縁關係者を含む）ある者

(ロ) 大學、高等師範學校、專門學校、

どうやって申告するか

師範學校、高等女學校、專門學校、入學者檢定規程第十一條による指定學校を含む、實業學校、盲學校、聾聵學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所、または學習院に在學中の者（專門學校、高等女學校、實業學校とは、當該學校令による學校をいふ。従つて私立學校令による學校は專門學校入學者檢定規程第十一條による指定學校を除く。ほかはこれに含まない。）

(ハ) 國民職業能力申告令第十一條に掲げる者（前述の外醫藥關係者職業能力申告令による要申告者、すなはち醫師、齒科醫師、藥劑師、看護婦の免許を受けた者等）

このやうに、壯年者も要申告者となつたため、いはゆる「青壯年國民登録」といふことになつたのです。

は、その状況をこれに記入することになつてゐます。

次に申告票の配付、蒐集等については、市町村長と勞務動態調査員とが主としてこれに當り、また部落會長や町内會長がこれに協力すること、従前の青年國民登録と同様で、この手順は、昭和十五年十月三十日號の週報に詳しく述べてありますから、こゝでは省くことにしました。

たゞ市町村長が、國民職業指導所長に對する申告票の提出期日が十日間短縮されて、十月二十日（今年だけは十一月二十日）までと改正されましたからご注意下さい。

終りに特に申述べておきたいことは、要申告者が申告後自己の保管する控は、要申告者が未だ徴兵

検査を受けない場合は、検査の當日徴兵官を経て、前に申告した國民職業指導所長に提出しなければなりません。さうでない者は翌年の申告期日(九月三十日)まで、すなはち一年間本人がこれを保管しなければなりません。

國民の協力が必要

この制度は、いふまでもなく現下

厚生省



食糧農作物の

作付を増して下さい

農林省では、先日閣議で決定した緊急食糧対策に基づいて、これから不急農作物の作付はできるだけ抑

へて食糧農作物の作付をウソと増やすために、臨時農地等管理令に基づいて「農地作付統制規則」(農林省令第八

昭和十五年九月一日以後、農林大臣が指定する食糧農作物(稻、麥、甘

食糧農作物を作付した農地には、今後それ以外の農作物の作付は原則として禁止

ものかを説明して、耕作者の皆様の理解と協力を願ひしたいと思います。

次に作付統制規則とはどういふ

十六號を制定して、去る十月二十五日から實施してゐます。

この計畫によりますと、桑園約

十町歩、茶園約千町歩、果樹園約

千町歩を整理し、また煙草、薄荷、

花卉類の約一万八千町歩の作付を轉

換して、今秋の麥の作付面積を約十

万五千町歩、必需蔬菜を約五千町歩

増し、なほ來春の蒔付時には馬鈴薯を

約一万町歩増すことになつてゐます。

右のやうな指示を受けた耕作者が、その指示通りに食糧農作物の作付をすれば、一定の助成金を交付されます。これについては、「作付統制助成規則」(農林省令第八十八號)といふ規則で、桑樹、茶樹、果樹等の整理に要する費用については、反當り二十四から三十圓と、新たに作付する食糧農作物の種苗代の三分の二程度

の助成金が道府縣を通じて交付されます。

なほ、指示を受けた耕作者が、指

馬鈴薯、大豆)を作付した農地には、これからは原則として食糧農作物以外の農作物を作付することはできなくなりました。たゞ農地を利用するのに非常な無理であるとか、他の農作物の作付をしても、食糧農作物の生産に障らないやうな場合には、この原則によることは不適當でもありません。必要でもありませんから、このやうな場合には、地方長官が廳府縣令で、地方の實情に即して例外を設けたり、特別に許可して、原則に反らないでもよいことにします。

不急農作物の作付を、食糧農作物の作付へ轉換

農林大臣が指定する制限農作物(桑樹、茶樹、薄荷、煙草、果樹、花卉)

の作付を、食糧農作物の作付に轉換させる必要があるときには、各道府縣毎に作付轉換計畫を定めて、それぞれ地方長官に通知します。この通知を受けた地方長官は、各市町村毎に作付轉換計畫を定めて、市農會とか町村農會(市町村に農會がないときは市町村長)に通知します。通知を受けた市町村農會は、その作付轉換計畫に従つて、作付を轉換すべき制限農作物の種類と面積、その農地に新たに作付する食糧農作物の種類と面積等を定めて、その農地の耕作者に指示します。

この場合に、今までの小作料その他の小作条件のまゝでは不適當なことがあります。その場合には、市農會や町村農會が適當に賃貸人、賃借

示通りに食糧農作物の作付をしないときは、地方長官は農林大臣の認可を受けて、作付を命令できる規定がありますから、この命令に違反したときには、國家總動員法の罰則規定が適用されます。しかし、この規定に基づく命令の發動はできるだけ避けたいものですし、また、この命令の發動がなくても所期の目的を達せられるやうに、各耕作者の側で協力して載きたいものです。

農林大臣又は地方長官が指定する不急農作物を作付した農地以外の農地には、今後不急農作物の作付は原則として禁止

このやうに食糧農作物の作付をした農地には、今後はそれ以外の農作物の作付をしてはならないことに

し、更に進んで制限農作物の作付を食糧農作物の作付に轉換する方法を講じたので、次ぎには食糧農作物以外の農作物の作付面積を現在以上に増加させないやうにしようと、この規則を制定した趣旨に副ひません。そこで、食糧農作物以外の農作物(前に述べた制限農作物に限らない)、例へば桑樹、茶樹、西瓜、絲瓜等の作付を抑制するために、農林大臣又は地方長官が或る農作物を指定したときは、昭和十五年九月一日以後にそれ等の農作物を作付した農地以外の農地には、それ等の農作物を作付することが出来ないことになりました。たゞ、地方長官が廳府縣令で特別の定をした場合には、その定に従ふこととなります。すなはち現

在、各廳府縣令で不急作物と考へられるいづれな作物を指定して、現在の作付面積を超えてそれ等の作物を作付する場合には、地方長官の許可を要するとか、今後絶體に作付面積を増すことは出来ないとか、一定の作物は今後田に作付することは出来ないとか、いづれな作物の制限禁止を規定してゐますが、それ等の定めに従はなければなりません。この作付の制限禁止は、國家が最も必要としてゐる食糧を増産するために、現在の農地をできるだけ利用してゆかうといふのですから、耕作者各位の協力を得て食糧増産の目的を達するやうにしたいものです。

(農林省)

恩給同やうな

「郵便年金」を御利用下さい

郵便年金普及強調期間
大蔵省と逓信省では、この十月を「郵便年金普及強調期間」と定め、皆さんに「郵便年金」とはどういふものかをよく知つてもらひ、さらに一層利用していただくことになりました。本年度の國民貯蓄の増加額は、ご存じのやうに百三十五億圓です。聖戦の完遂と東亞共榮圈確立のために、國民貯蓄が如何に必要であるかは、今さら申上げるまでもないことで、一つの國が如何に貯蓄できるかといふことは、取りも直さず如何に戦へるかといふ結論となります。何故百三十五億圓の貯蓄増加が必要かといひますと、要するに、公債消化のために

七十五億圓、生産力の擴充のために六十億圓、この二つを合せた百三十五億圓の資金は、私達の貯蓄によつて調達するよりにほかに途がないからです。そして一方物價の騰貴を抑へ、悪性インフレを防止し、戦時下の財政經濟政策を圓滑にやつてゆくために、少くともこの程度の貯蓄が必要なのです。この國民貯蓄の方法には國債、貯蓄債、國債債券、郵便貯蓄、簡易保險、銀行預金、産業組合貯蓄、金銭信託、保險、無難その他いろいろありますが、今回は特に「郵便年金」を通して貯蓄國策に参與していただくことになりました。

恩給にも等しい郵便年金

郵便年金とは、簡単に申しますと、加入者が豫じめ郵便局へ掛金を拂込んでおくと、受取人が一定の年齢に達したとき、政府が一生に亘つてちやうど官吏の恩給のやうに、毎年定つた年金を支拂つてくれる制度です。これには、年金の支拂を開始する時期が即刻であるかどうかによつて、即時終身年金と据置終身年金の別があります。そして、即時、据置のいづれにも、一定の保證期間の途中で、萬一受取人に不幸があつた場合は、残りの期間中、同額の年金をその遺族に支拂ふことになつてゐる保證期間附の即時終身年金と保證期間附の据置終身年金とがあります。掛金は、即時終身年金の場合は勿論一時にまとめて拂込む一時拂ですが、据置終身年金の方は一時拂のほか、年掛、半年掛、三月掛のやうな分割掛があり、保證期間附据置終身年金の場合には、いつでも都合のよいときに任意の掛金を拂込む隨時拂の制度もあります。いま、一時拂据置終身年金を例にとつて、具體的に説明させよう。

かりに今年三十歳の男子の方が加入するとして、六百七十七圓十四銭を一時に拂込めば、その人が五十歳になつてからは毎年百圓づゝ死亡するまで貰へます。もし六十歳から後に年金を受取ることにすれば、三百五十四圓十一銭を拂込めばよいのです。(左表参照)

女子の方ですと、たとへば現在二十五歳の人が加入するとして、五十歳になつてから毎年百圓づゝ年金を受取るためには、いま六百一十四圓十四銭を拂込めばいいのです。その他の場合も大體同様の仕組みになつてゐます。なほ、この表は毎年百圓づゝを受取る場合の掛金ですから、もし毎年二百四十圓貰ひたいとすれば、この表の二・四倍、六百圓の場合には六倍といふやうに割出せばよいのです。

年金百圓の場合

性別	男		女	
	50歳	60歳	50歳	60歳
15歳	358.01	162.39	401.82	197.67
20歳	442.34	202.12	495.81	245.21
25歳	546.63	252.13	611.44	304.21
30歳	677.14	315.11	753.81	377.76
35歳	838.36	395.47	929.41	469.57
40歳	1,043.41	498.88	1,146.71	584.47
45歳	1,306.00	633.30	1,418.40	729.59

もと／＼この制度は簡易保険の姉妹事業として大正十五年十月に生れ、去る十月で満十五周年を迎へ、現在の契約件数は七十八万件、年金額八千万圓に上つてゐます。創業十五年の業績としては不振といふわけではありませんが、創業二十五年で契約高すでに百億圓を突破した簡易保険に比べますと、遠く及びません。これは、郵便年金の方が簡易保険など

よりも割合に多くの掛金をかけなければならぬために、利用者の範囲が自づと限られてつたことや、人々の多くは我が國古來の醇風である家族制度に習慣的に頼りすぎ、とかく老後の生活を考へることを怠つてゐたことなどが大きな理由となつてをります。

しかしながら、今日の世では、もはや利潤追求の夢をむさぼることは許されなくなり、今こそ各自が將來の經濟生活に備へて合理的な生活の設計をうち樹てなければならぬになりました。近頃時局産業方面では、収入が増加しこの制度の対象となる方はますます多くなつてきましたので、この郵便年金の制度も、さらに大きな使命をになつて時代の前面に浮き出してきたわけです。どうかこの運動の趣旨をよく理解下さつて、自ら進んで利用していただきたいものです。(大藏省・逓信省)

統制經濟遵法の手引

法令改正以前の罪は？

〔問〕統制經濟法令違反の罪は、法令の改正や廢止があつた場合にも處罰されるか。

〔答〕處罰されます。例へば、ある時の公定價格の告示によれば一反十圓と定められてある反物を十五圓で販賣したところ、その後告示が改正され、一反十五圓と定められてから前の違反事實が發覺したと假定しますと、この場合も改正前の告示によつて處罰されます。この點については、從來法律上いろいろ議論されましたが、大審院はしばしば判例を下して經濟統制法規の改廢は改正前の法令違反行為の制裁には何等の影響を及ぼすものでないといつてをります。即ち昭和十五年七月十八日の大審院の判決は、『總出入

品等に関する臨時措置に関する法律に基づいて發布される勅令、省令、告示などは、經濟情勢の變轉に伴つて隨機改廢し、以て時宜に適應することを豫想して制定されたものであり、また改廢前の犯行は改廢後も依然行爲時の法を以て處罰すべきものと解するのが、この種の法令の本質精神に正しく適合する』と言つてをります。

また右と同じ日に下された他の大審院の判決は、『かやうな委任に基づく命令がしばしば變更されることは初めから豫想されてゐるところであり、しかも犯罪のあつた時は即時にこれを處罰してその目的を達すべきであるから、その發覺が遅れたり又は裁判の進行中に命令規則の變更があつても、犯罪が行はれた時の規則を適用して處罰すべきものであつて、特にかゝる場合も處罰するといふ明文を必要としな』と説明してをります。また昭和

十六年五月二十日の大審院判決は、國家總動員法とこれに基づく勅令、命令等について、同じ理由であると説いてゐます。かやうなわけで、一旦經濟犯罪を犯した以上は後日その法令、告示が改正されたり廢止されたりしても、違反した當時の規則によつて處罰されます。

知らずに犯した罪は？

〔問〕統制經濟關係の法令はすみ分たさん制定されてをり、今後も次ぎから次ぎと發布される模様ですが、國民は一々その内容を知つてゐないのではないかと思はれます。法令を知らなかつたために誤まつて罪を犯した場合でも犯罪は成立しますか。

〔答〕法令を知らなかつたために罪を犯した場合でも犯罪は成立します。刑法第三十八條第三項に『法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得』とい

ふ規定があります。その意味は、犯罪の成立には犯意、即ち罪を犯さうとする意思が必要である、しかし自分の行為が法令に背くものであるといふことを自覚する必要はない、といふことです。例へば殺人罪が成立するためには、人を殺す意思、即ち殺人の犯意がなければならぬが、殺人は法律により禁止されてゐるのだといふことは知る必要はないのです。このことは経済犯罪についても同様です。公定價格の定められてゐることを知らなかつたり、または或る物資を無切符で吸着することを禁じられてゐることを知らなかつたりしても犯罪にはならないといふことは出来ないのである。

す。しかし統制經濟關係の法令は、従来自由放任されてゐた取引を一朝にして禁止したり、制限したりするもので、殺人なんかの場合と趣きを異にするやうに感じますが如何でせうか。〔答〕その疑ひはご尤です。現に我が國や外國の有力な刑法の學者中には、殺人や窃盜等のやうな、法令の禁止がなくても社會に害毒を流す行為であると一般に思はれてゐる犯罪については、法令を知らなかつたといふことで責任を免れることは出来ぬが、種々の取締法規にあるやうな、法令の禁止があつて初めて犯罪となる行為については、自分の行為が法令を犯すものであるといふ意識がなければ犯罪の成立を認むべきではないと主張する人もあります。しかしわが大審院は古くから、この問題については、殺人や強盜のやうな犯罪も、單純な取締法規違反の犯罪も同じやうに考へてゐます。經濟犯

統制法令について...

御氣付の點を御知らせ下さい。經濟統制令は、國民の協力なくしては完全な運用ができません。そこで皆さんから左のやうな點について御氣付のことをご報告下さい。今後の改正運用の参考にしたいと思います。一、統制法令の運用についての希望二、統制法令を一般に理解させる良策三、經濟警察、検事局及び裁判所の統制法令運用に對する希望四、經濟犯罪に對する刑罰についての感想(處罰を受けた人はその旨附記して下さい)五、闇取引防止、法令遵守の良策六、消費者に協力を求める良策七、その他

痴く者はありません。經濟犯罪は眞單純な取法違反の罪ではなく、殺人や窃盜等にも比較される犯罪といひ得るのです。

〔問〕よく分かりました。しかし中にはずるぶんの氣の毒だと思はれる場合もあるでせうね。〔答〕それはあります。しかし法律は先

専檢が一回ふえました

文部省では、獨學者の要請に應へて本年度は、これまで二回だった専檢(專門學校入學者檢定試験)を、本年度は三回行ふことになりました。ただし、今度の試験は男子だけです。試験場、北海道廳及び各府縣廳所在地。従來行はれてゐた北海道の帯廣市と福岡縣の小倉市では施行しません。出願期日、昭和十六年十一月四日から十日まで(午前九時から午後四時まで。土曜は正午まで)に受験希望地の道府縣廳、東京は文部省に願書を差出して下さい。

試験期日、十二月二十二日から二十七日までです。應召者等の場合、昭和十二年第二回以後同十六年第二回までの専檢出願者で、陸海軍の召集に應じ、または現役兵として在營し、そのため未だに受験できない者には、そのときの受験願書で、今度の試験が受けられますから、受験願書を十一月十日までに文部省普通學務局中等教育課に差出して下さい。なほ、文部省が行つた大正十三年十二月から、今年の八月現在までの専檢成績は次ぎの通りです。

ほど説明した規定にある通り參附するに値ひする事情があるときは刑を減輕することにしています。未だ公布されていませんが刑法改正案は、かやうな場合には刑を免除できるやうな規定を設けてゐます。司法當局の方針も、統制當初の時代には、無暗に峻嚴な態度を採らず、眞に法令を知らなかつたために犯したと思はれるやうな事件は起訴することとを善後へ、専ら指導するといふ方針を採つてをりましたが、近頃では眞に法令を知らなかつたため罪に陥つたといふ場合は極く稀で、單なる辯解のための辯解に過ぎない場合が多いやうです。そんな場合は容赦なく處罰されます。しかし國民は徒らに狐疑逡巡し畏怖する必要はないのです。善良な國民としての態度を以て臨み、眞に國策に協力しようといふ考へで注意をすれば決して過ちのあるものではありません。(司法省)

週報 週報を圍でがつり隣組

報

昭和十六年十月五日
昭和十六年十月五日
第一種郵便物認可
（毎週一回水曜日発行）

優れた！
清浄力と
薬効作用

薬用

クラブ歯磨



最も効力の強い
薬用歯磨！

専賣特許の殺菌剤クロー
ルカルバロール及びヨード
チモールに更に数種の強力
殺菌剤の作用が加わり口中の
有害な細菌類や隅々の汚れ
を化学的に浄化し、ムシ歯
・歯槽膿漏を防ぎ口臭を除
くと共に歯と歯齦を薬効的
に強く美しくし健康の基礎
を確立します。

専賣特許・殺菌剤
クロールカルバロール配合
ヨードチモール配合

内閣印刷局印刷發行

(判A5規格規定図はさき大の書本)